

「総ぐるみ」新聞

「総ぐるみ福祉の会」の創設にかかわった

増澤喜一郎氏、笠原松次氏相次いで逝去

NPO 総ぐるみ福祉の会の創設者といってもよい増澤喜一郎氏は、肺がんを宣告されましたが、残念ながら十二月十二日の夜、亡くなりました。

氏は、本年の秋から横浜市立みなと赤十字緩和ケアセンターに入院中でしたが、すでに自分の死の近いことを悟られ、本紙の二十一号に「死の作法」と題して、心境をお寄せいただきましたので、お読みいただいた方も多いことでしょう。

増澤氏に原稿をお願いしたのは夏ごろ。病室のベッドで、また、休日は自宅に帰って過ごされることも多かったのですが、いつも原稿を持ち歩き、気分がよいときに少しずつまとめてくださいました。なお、絶筆となった二十一号の新聞は理事長が病院に持参し、見ていただきました。

増澤氏は、遠くに住む子供たちに頼るより、近くの他人がお互いに助け合い、住みなれたこの日限山の家で、最後まで過ごしたいという思いから、いぶき会員や近隣の人々に呼びかけて賛同者を募り、「総ぐるみ福祉の会」の

創設に奔走。NPO 総ぐるみ福祉の会が発足してからは、理事として、本年八月まで会の運営に携わっていました。

長年、地域福祉に尽力された笠原松次氏は、左足に入れた人造骨の不具合を直す目的で入院し、再三手術を受けましたが、持病の糖尿病もあつてなかなか完治せず、残念ながら十二月五日亡くなりました。

笠原氏はまた、増澤氏の呼びかけに賛同されて、この八月まで総ぐるみ福祉の会の理事として活動してくださいました。

お二人のご冥福を心からお祈りします。

* *

会の創設にかかわった二人の先達が、いずれも日限山の自宅ではなく、病院で最期を迎えられたことは、誠に残念なことです。

総ぐるみ福祉の会は介護事業者ではありませんが、自宅で最期を迎えるに当たっては、訪問医療と介護の連携が不可欠です。この点では、現在まだ、その目的が立っていないのです。残された大きな課題を、早く解決・実現するために、今後一層努力することをお先達たちに誓いたいと思います。

NPO 総ぐるみ福祉の会・事務所は日限山4・44・23の宮崎宅です。入会や活動については、宮崎浩子(TEL 844・7477)、大橋綾子(TEL 823・2363)、菅沼永子(TEL 844・9193)、米川満寿子(TEL 841・9433)、菊地幸子(TEL 841・4862)に。「日限山荘」でも受け付けています。

医学講演会のご案内

日時 来春一月十一日(水) 午後二時より

◎認知症のお話

認知症にならないために
認知症は治るか
認知症家族の対応

講師

十慈堂病院理事長 佐久 昭先生
内科・神経内科担当医 医学博士 日本神経学会・日本内科学会、共に認定医
会場 日限山小学校内 日限山コミュニティセンターハウス(暖房完備)

参加費

無料
アトラクション オカリナ演奏、みんなで童謡・懐メロの合唱(歌詞集を準備します)

予告

一月二十五日(水) 午後二時より
明るく健康な 老後のために

◎自分たちで出来る 自分のための手づくり看護・介護のお話

講師 十慈堂病院看護師長 秋葉美津子様
老人保健施設療養課長・訪問看護事業所などを歴任

会場

日限山小学校内 日限山コミュニティセンターハウス

日限山地域の方々、どなたでも気軽に、

ぜひご参加ください!

あの手この手

悪質商法は、あなたを狙っています

「振り込め詐欺」に代表されるような消費者被害はあとをたたず、特にこの一、二年は、六〇歳以上の人達の被害が目立ちます。今どきの悪質商法業者は、親切で優しい人が多く、独り暮らしの人、高齢者夫婦二人暮らしの人、近所付き合いの少ない人が狙われています。代表的な例を紹介してみます。

● 点検商法

「屋根点検」、「床下点検」、「耐震診断」「下水管点検」などを、「**無料点検を行います**」といっては、屋根に上がって写真を撮ったり、床下にもぐり込んだりしては、「たいへん、このままでは雨漏りします、家が倒れます」といって不安感をあおり、必要のない補強工事や、床下換気扇などの設置を行って、高額な請求をします。

いったん契約すると、次々と別工事や関連商品の購入を迫るので要注意です。

● 訪問販売

「羽根布団」、「浄水器」などを、格安だから、以前購入したものを点検するからなどといって家に上がり込み、交換の時期だとか、ダニがひどいので買い替えが必要などといって、商品を強引に奨めます。先日横浜市内であった例ですが、布団は多くあるのではないのに、格安といわれて四十二万

円の羽毛布団をローンで購入契約させられた。もともといらぬ商品を講入したので、包みを解かずに部屋の隅に置いていたら、数日後に、不要布団の引き取りサービスの人がきて、持っていったそうです。

【注意点】

- ① 「無料」「格安」という言葉には要注意。
- ② 見知らぬ来訪者には、ドアチェーンをかけて対応し、家の中に入れない。
- ③ 契約を急がせる業者、工事をすぐ始める業者は、要注意。

● しつこい電話勧誘

「健康に不安はありませんか」「アンケートのご協力ください」などと優しい声で電話してきて、結局は健康食品の販売であったり、互助会や教材の勧誘だったりします。少し興味を示すと、毎日電話してきて、しつこく勧誘します。

【注意点】

- ① 電話に出るとき「はい、〇〇です」と名乗らない。
- ② 必要のない勧誘は、話の途中でも「いりません」とはつきり断る。
- ③ 聞かれても「独り暮らし」とか、自分や家族の情報は話さない。

万一被害にあったと気付いたら！

点検商法、訪問販売、電話勧誘などで万一契約をしてしまったも、クーリング・オフという無条件で契約を解除できる制度があります。

この制度を利用できるのは、契約書類を受け取っ

た日を含めて八日日間という決まりがあり、それを過ぎると解約はできなくなります。

【注意点】

- ① 必ず、はがき(書面)で通知します(電話はしないこと)。表書きは、契約した業者の代表者宛。
- ② 書いたはがきの両面をコピーして保存する。
- ③ はがきは、配達記録付き郵便で出す。
- ④ 支払いがクレジットの場合は、信販業者にも通知する。

● 架空請求

利用した覚えのない消費者金融や、アダルトサイトの有料電話情報料などの請求書が、はがきや封書で送られてきます。電話で請求の場合もあります。

これが最後の通知であり、支払われない場合は【法的処置】をとりますなどと書かれています。

【注意点】

- ① 心当たりのない請求は、無視します。
- ② 請求先に電話したり、問合せを決してしないことです。
- ③ 家族宛のものは、確認するまで代わりに支払うことないようにします。

強カマスク

— 来年1月10日発売予定 —

前号、この欄で紹介した資生堂のウイルスカットマスク【ナノブロック】は、当初11月中旬発売と発表されました。しかし、商品の表記に、薬事法の観点から一部行き過ぎがあり、修正を行うために発売が遅れ、来年1月10日発売予定と訂正されていますので、お知らせします。

使って便利な介護用品などの原稿を募集中！！